

令和8年度三郷市飼い主のいない動物への支援事業費補助金交付要綱

令和8年3月16日市長決裁

(通則)

第1条 三郷市飼い主のいない動物への支援事業費補助金の交付については、予算の範囲内において交付することについて、三郷市補助金等交付規則（昭和53年規則第8号）に定めるもののほか、この要綱に定めるものとする。

(補助の目的)

第2条 この補助金は、飼い主の死亡、長期入院等の理由により、飼育困難な犬・猫の譲渡を目的とした一時預かりなどの活動を行っているボランティア団体を支援し、放棄や遺棄される動物を減らし、人と動物が共生できる優しい社会づくりに資することを目的とする。

(補助対象団体の要件)

第3条 この補助金の補助対象となる団体（以下「補助対象団体」という。）は、市内に居住している飼い主が死亡、長期入院等の理由により飼育継続困難となった犬・猫を、譲渡を前提とした保護及び治療をし、並びに譲渡するための事業（以下「補助対象事業」という。）を行おうとする団体で、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 2人以上の者で組織されている団体であること。
- (2) 活動の拠点が市内にあり、かつ市内において活動を行っていること。
- (3) 組織の運営に関する規約・会則等を有すること。
- (4) 適正な会計処理を行うことができること。
- (5) 譲渡活動の実績があること。
- (6) 団体構成員及び活動者が三郷市暴力団排除条例（平成24年条例第25号）第2条第1号に規定する暴力団及び同条第2号に規定する暴力団員でないこと。

(補助対象団体の登録)

第4条 この補助金を受けようとする補助対象団体は、令和8年度三郷市飼い主のいない動物への支援事業実施団体登録申請書（様式第1号）に令和8年度事業計画、令和8年度収支予算及び前年度の活動実績がわかる関係書類を添えて、市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の申請があった場合は、速やかに内部審査の上、登録の可否を決定し、

令和8年度三郷市飼い主のいない動物への支援事業実施団体登録決定・却下通知書（様式第2号）により通知するものとする。

（補助対象経費）

第5条 この補助金の補助対象となる経費は、補助対象事業に係る費用であって、次の各号に該当するものとする。

- (1) 病気・怪我の治療に係る費用（譲渡を前提とした犬・猫に対する治療）
- (2) 不妊・去勢手術（卵巣の摘除若しくは子宮の摘除又は精巣の摘除を行い、生殖を不能とする手術をいう。）に係る費用（公益財団法人どうぶつ基金から提供される無料不妊手術チケットを活用した手術を除く）
- (3) 狂犬病予防法第5条に規定する予防注射に係る費用（令和8年度中に注射済票を交付済の犬は除く）
- (4) ワクチン接種に係る費用
- (5) ノミ・ダニ駆除に係る費用
- (6) ウイルス検査に係る費用

（補助金交付額）

第6条 この補助金の交付額は、前条各号に掲げる補助対象経費の合計とし、1頭あたり60,000円を上限額とする。

2 市長は、補助金の交付申請額が、当該年度の事業費補助金の予算額を上回った場合は、当該予算額を上限として交付することができる。

（補助金交付申請）

第7条 第4条第2項の規定による登録を受けた団体で、補助金の交付を受けようとするものは、令和8年度三郷市飼い主のいない動物への支援事業費補助金交付申請書（様式第3号）に領収書等費用がわかる関係書類及び一時預かりを行ったことを証する書類を添えて、令和9年2月28日までに市長に提出するものとする。

（補助金交付決定）

第8条 市長は、前条の規定による申請があった場合には、速やかに内容を審査の上、補助金交付の可否を決定し、令和8年度三郷市飼い主のいない動物への支援事業費補助金交付決定・却下通知書（様式第4号）により通知するものとする。

（補助金の請求）

第9条 前条の規定により交付決定を受けた団体（以下「交付決定者」という。）は、令和8年度三郷市飼い主のいない動物への支援事業費補助金請求書（様式第5号）により、

補助金の交付を市長に請求するものとする。

(補助金の交付)

第10条 市長は、前条の規定により請求書の提出があったときは、速やかに当該交付決定者に補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第11条 市長は、交付決定者が偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたときは、当該決定を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、令和8年度三郷市飼い主のいない動物への支援事業費補助金交付決定取消通知書(様式第6号)により通知するものとする。

(補助金の返還)

第12条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、当該補助金を交付された者からその全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和8年4月1日から施行し、令和8年度予算において執行する三郷市飼い主のいない動物への支援事業費補助金に適用する。